



- 一倉定(1918-1999)という、経営者の指導に特化した経営コンサルタントが著した書籍を読んでいます。昭和50年代の内容ですが、「業績が悪いのも、電柱が高いのも、ポストが赤いのも全て社長のせい」など、40年経ったいまでも、経営者には耳が痛い内容が書かれています。欧米の経営学とは違う切り口の経営指南は、中小企業経営者として、学びが多いので機会があれば読んでみてはいかがでしょうか？

## 定額残業代払いは、人件費管理の魔法の杖ではない

### 自称「定額残業代」は認められない時代に

- 厚労省の指針は努力義務にすぎないので法的拘束力はありませんが、裁判例でも否認傾向が強まっています。実務上は支払い合意についても規定化しておくことが望ましいと言えます。
- 固定残業代の支払いとして有効と認められるためには、以下の点を満たしておくことが望ましいでしょう。
1. 固定残業代(手当)が、実質的に時間外労働の対価としての性格を有していること
  2. 当該手当に係る合意において、「通常の労働時間の賃金に当たる部分」と「時間外割増賃金に当たる部分」とを判別することができ、通常の労働時間の賃金に当たる部分から当該手当の額が法定割増賃金額を下回らないかどうかを判断し得ること
  3. 法定割増賃金額が固定残業代を上回る場合は、差額を支払う旨の明示がされていること

### 定額残業代を払っていても、勤怠管理は必要

□ 勤怠管理は、

1. 支払う賃金の額を計算するため(労働基準法の視点)
2. 超過労働を把握し、安全に配慮するため(労働安全衛生法の視点)

といった、ふたつの性格を持っています。

□ 定額残業代を支払っているから、勤怠管理は省略できそうと思いがちですが、

- 定額残業代を支払っていても、定額残業代に相当する時間を超えた場合は割増賃金の支払いが必要になりますし、
- 過重労働による労災が起きたときには、勤務実態を正しく把握できず、会社側の安全配慮に対する責任が問われる可能性が出てきます。

定額残業代を支給していても、勤怠管理の負担が軽減できる訳ではありませんので、注意が必要です。

- 当社の話で恐縮ですが、定額残業代を廃止にしました。もちろん人件費が上昇するのは経営者として頭の痛い問題ですが思わぬ効果もありました。例えば、
- 経営者の人件費の意識が強烈に強くなり、各人の働きぶりを詳しく見るようになった。
  - 時間単価が分かりやすくなり「同一労働同一賃金」が実現しやすくなった。
  - 時間外勤務を抑制している姿勢を対外的に見せることができ、採用時のPRIになった。



定額残業代は「ダラダラせず、早く帰ればタダでもらえる残業代」という触れ込みですが、皆が日中から全力疾走の場合は、本当に定額残業制度を導入すべきか併せて考えてみてください。



## 算定基礎届・賞与支払届の提出もれはありませんか？

### 社会保険(算定基礎届(=定時決定))

- 健康保険や厚生年金保険の被保険者が実際に受ける報酬と、すでに決められている標準報酬月額とが、大きくかけ離れないように、毎年1回、事業所に使用される被保険者の報酬月額を届け出て、決定し直します。これを「定時決定」といい、その届出を「算定基礎届」といいます。
- 算定基礎届は、原則として7月1日～7月10日までに提出します。

### 賞与がある場合に届ける「賞与支払届」ですが、提出はお済でしょうか？

会社様でお手続きをしている場合に手続きモレが多いのは次の3つです。ご確認ください。

- ◇ 70歳以上被用者算定基礎届(賞与支払届)(70歳以上で報酬を払っている方は届出が必要です)
- ◇ 賞与支払届総括表(不支給であっても用紙が送られてくる場合は提出が必要です)
- ◇ 4月・5月に入社した方の算定基礎届(さかのぼって取得した方がもれやすいです)



- 4月から6月までの間に昇給させた場合は、算定基礎届は記載の仕方に工夫が必要になります。単純に4月～6月の賃金を平均するのではなく、昇給の有無も忘れず確認しましょう。

## ～今月のおすすめ～

### ★梅シロップ★

【50文字で言うと…】

保存ビンに材料を入れて、3週間待ったら出来上がり！！  
クエン酸を豊富に含んだ梅ジュースはこの夏の疲労回復や夏バテ防止におすすめです！！

#### 【材料】

青梅 1kg  
氷砂糖 1kg  
お酢 大さじ1



#### 【もうちょっと詳しく】

- 青梅をキレイに洗います。
- 水気を拭き取ったら、竹串でヘタを取ります。
- 青梅と氷砂糖を交互にいれたら、お酢を全体にかけて約3週間冷暗所で保存します。  
※水気を拭き取ったら、冷凍庫で一晩寝かせると繊維が破壊されて梅のエキスが出やすくなるそうです。

#### 【飲み方】

水やソーダで割ったり、ヨーグルトと水を加えてすっきり爽やかなヨーグルトラッシーもおすすめです。

### ★おすすめ書籍のご紹介★

人が集まる職場人が逃げる職場  
渡部 卓 著



「人が定着せず常に採用活動を行っている」という企業様や、また「すぐにハラメントと言われてしまう」など部下との接し方がわからなくなってしまったという方もいらっしゃるかもしれません。先日公表された内閣府の調査では10代～20代の若の6割が仕事より家庭やプライベートを優先するという結果になりました。一方で仕事を優先すると回答した人は1割程度に留まっています。転職への意識も変化し、転職に対して肯定的な意見が否定的意見の2倍になるなど、時代の変化と共に考え方も変化してきたことが数字ではっきりと表れてきました。著者の渡部さんは成長感覚をサポートすることで人が集まると本書で語られています。「指導をする」という考えではなく、あくまでも社員が成長できる為の「サポートをする」という姿勢がキーワードだと感じました。少し力を入れている、部下の話をよく聞き、共感し受け止める。言葉にすると単純ですが、いざ実践に移すと加減が難しいとお感じの方も多々と思います。本書では、「人が集まる職場は、「報連相」を意識しない・人が逃げる職場は、「報連相しろ」が飛び交う」というように比較して書かれているので、普段の自分を振り返りながら読むことがきる一冊です。



社会保険労務士法人アイプラス  
代表社員 社会保険労務士 今井洋一

TEL : 03-3791-1181 FAX : 03-6674-2508 Mail : info@sr-plus.co.jp

受付時間 9:30～18:00 (土日祝日および弊社休日を除く)

http://sr-plus.co.jp/

いかがでしょうか？引き続き、定期的に参考になりそうな情報をお届けさせていただければ幸いです。  
もし、ご不要な場合は配信停止を致しますので、ご連絡ください。